

保育園栄養士（会計年度任用職員）の募集について

募集人数	1名
勤務場所	江東区内の区立保育園
職務内容	零歳児保育実施園における離乳食の調理作業（発注計算等を含む。）
応募資格 （求められる能力）	<p>栄養士免許をお持ちの方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団給食に関する知識を有し、指導・助言を行うことができる方。 ・ 調理技術に関する知識を有し、衛生的に調理作業を行うことができる方。 ・ 発注計算、書類整理等の事務処理を期日までに正確に行うことができる方。 ・ 利用者及び電話対応において、丁寧・誠実な接遇を行うことができる方。 ・ 上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる方。 ・ 利用者に対し、親切かつ丁寧な対応を行い、相手を理解・納得させるためにわかりやすい指示・説明ができる方。 ・ 自己の職責を認識し、責任を持って自ら積極的に取り組む意欲がある方。 ・ 組織の一員として責務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができる方。 ・ 心身ともに健康で、決められた業務をできる状態にあり、災害時には上司等の指示のもと、適切な対応が取ることができる方。 ・ 業務にふさわしい身なりを整えることができる方。
任 期	<p>令和6年10月1日から令和7年3月31日まで（開始時期については応相談）</p> <p>※1 原則として、採用後1か月は、条件付採用期間となります。</p> <p>※2 令和7年4月1日以降、4回まで公募によらない再度任用への申込みが可能です。ただし、1年以内の任用であり、令和7年4月1日以降の再度の任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。</p>
勤務日数	<p>1か月につき16日勤務</p> <p>原則、月火金土の勤務</p>
勤務時間	<p>8時30分から16時15分（休憩45分）</p> <p>※所定勤務時間を超える勤務：なし</p>
休 暇	<p>年次有給休暇（任期6ヶ月以上で付与）</p> <p>夏季休暇（有給。7月1日～9月30日の間に取得可）</p> <p>妊娠出産休暇、産前6週間、産後8週間（無給）</p> <p>その他 慶弔休暇（有給）、妊婦通勤時間（無給）等</p>

報 酬	<p>月額 208,053円 (令和5年12月現在)</p> <p>※ 上記のほか、通勤手当相当 (上限55,000円/月)、超過勤務手当相当の報酬あり。</p> <p>※ 特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。</p> <p>期末勤勉手当</p> <p>基準日 (6月1日、12月1日) 前1か月以内に在籍し、かつ、1会計年度内において、基準日までに発令されている任用期間が6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。</p>
加入保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
応募方法	<p>下記「申込み・問合せ先」まで電話にてご連絡ください。</p> <p>その後、会計年度任用職員申込書 (カラー写真貼付) に必要事項を記入し、栄養士免許証の写しとともに郵送願います。</p>
選考方法	<p>選 考 日：8月下旬から9月上旬</p> <p>選考場所：江東区役所 (江東区東陽4-11-28)</p> <p>選考方法：個別面接方式</p>
応募資格	<p>地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。</p> <p>(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入している者</p>
申込み・問合せ先	<p>〒135-8383 江東区東陽4-11-28</p> <p>江東区役所 保育政策課 施設管理係</p> <p>電話番号 03-3647-9094</p>